

クラウドサービス提供会社へのサイバー攻撃に対する
社会保険労務士賠償責任保険制度 サイバーリスク保険の対応Q&A集

(2023年6月12日作成、7月19日改訂)

取扱代理店(有) エス・アール・サービス
引受保険会社東京海上日動火災保険(株)

● 2023年6月13日に公開いたしました「クラウドサービス提供会社に対するサイバー攻撃に対する社会保険労務士賠償責任保険制度 サイバーリスク保険の対応Q&A集(2023年6月12日作成)」を改訂(削除または赤字で追記)いたしました。

● 本Q&Aは、代表的なお問い合わせについてご案内しております。お支払い等の詳細につきましては個別の判断が必要となりますことから、顧問先様より損害賠償請求や被害のご相談を受けている場合や、対応に関わる費用負担といった被害が発生している場合は、引受保険会社である東京海上日動火災保険株式会社(以下「弊社」と言います。)の事故受付窓口までご連絡のうえ、ご相談くださいようお願い申し上げます。

【事故受付窓口】

東京海上日動火災保険株式会社 本店損害サービス第一部 医師・専門職業損害サービス室
03-3515-7507

《サイバーリスク保険について》

Q1：保険金の請求はどのように行えばよいのか？

A1：顧問先から具体的な賠償請求がありましたら、下記【損害額の裏付書類】を東京海上日動火災保険株式会社(以下、「弊社」と言います。)へご提示ください。追加で必要な書類や情報がある場合はその旨を弊社よりお知らせしますので、当該書類や情報を入手の上で再度弊社へご連絡ください。適正な損害額を弊社よりご案内申し上げますので、顧問先と協議の上、先方へお支払いください。後日、下記【保険金請求書類】をお送りいただけましたら、被保険者である社会保険労務士先生または社会保険労務士法人様(以下「貴社」と言います。)へ保険金をお支払いします。

【損害額の裏付書類】

- 事故連絡票
- 顧問先からの損害賠償請求書類(費目や金額が把握可能な請求書および明細等)
- 顧問先との業務委託契約書
- 賠償請求対応に要した貴社支出費用明細(詳細はQ5をご参照ください)

【保険金請求書類】

- 保険金請求書
- 示談書 or 示談確認書
- 支払明細(出金の記録)

Q 2：今回の障害について、どのような損害が保険金の支払い対象となるのか？

A 2：クラウドサービス提供者に対するサイバー攻撃に起因して発生した次のいずれかの事由（情報漏えい限定補償プランでは(2)のみ）について貴社が法律上の損害賠償責任を負担することにより生じた損害に対して保険金が支払われます。なお、貴社が顧問先等に提供しているクラウドサービス（貴社の広告もしくは宣伝または商品・サービスの販売もしくは利用促進を目的として無償で提供するものを除きます）の停止に起因する損害はお支払い対象となりません。

(1)他人の事業の休止や阻害、他人の損失の発生（情報漏えい限定補償プランでは対象外）

(2)情報漏えいまたはそのおそれ

なお、貴社が顧問先等に当該クラウドサービスを提供していた場合において（有償無償を問いません）、顧問先等が当該クラウドサービスを使用して従業員の社会保険料の計算や給与支払いを自己完結的に実施していた場合については、「IT 業務」に該当いたします。サイバーリスク保険の契約には、IT 業務不担保特約が付保されていることから、顧問先が負担する各種費用や損害賠償金が「IT 業務」の結果として生じたものについてはお支払い対象外、「IT ユーザ行為」の結果として生じた部分はお支払い対象となります。貴社及び顧問先等でのクラウドサービスの使用実態や、貴社と顧問先の契約等に基づき個別に検討させていただきます。

また、(2)について、2023年6月5日に発生した株式会社エムケイシステムにおける一連の事象については、「情報漏えいのおそれ」に該当するものと判断いたしましたのでお知らせいたします。

Q 3：システム停止により給与計算等の業務が滞った場合、顧問先への補償は保険金の支払い対象となるか？

A 3：システム停止により顧問先が被った損害（例：遅延損害金や手数料等の追加コスト）に関して貴社が法律上の損害賠償責任を負担することにより生じた損害に対して保険が適用されます。貴社と顧問先との間の業務委託契約の内容によりますので、個別に事情をお伺いした上で判断させていただきます。Q2と同様に、貴社が顧問先等に提供しているクラウドサービス（貴社の広告もしくは宣伝または商品・サービスの販売もしくは利用促進を目的として無償で提供するものを除きます）の停止に起因する損害はお支払い対象となりません。

Q 4：本件事故対応により自社が支出する費用は支払い対象となるか？

A 4：セキュリティ事故への直接の対応（貴社が顧問先等に提供しているクラウドサービス（貴社の広告もしくは宣伝または商品・サービスの販売もしくは利用促進を目的として無償で提供するものを除きます）の停止に起因するもの以外）により貴社が支出する費用のうち、パンフレットや約款に列挙された費用（情報漏えいまたはそのおそれに関する公的機関への届出や顧客への個人情報漏えい通知・お詫び状作成のための費用、コールセンター委託費用や従業員の超過勤務手当等）はお支払い対象となります。

パンフレットは[こちら](#)、約款は[こちら](#)をご覧ください。

なお、システム停止により滞った業務の代替のために支出した費用（例：給与計算を手作業で対応した場合にかかった超過勤務手当や代替システムの導入費用等）は対象となりません。また、一般従業員の時間内給与や超過勤務手当の発生しない管理職等の給与は本件事故により貴社が支出する費用に該当しないため、お支払い対象外です。

Q 5：超過勤務手当の請求にはどのような書類が必要か？

A 5 : 本件の対応のために発生した貴社従業員の超過勤務手当の一覧および以下(1)~(3)の証憑をご提供ください。

(1)該当者の就労データ(勤怠記録等)

(2)時間単価の計算根拠資料(賃金台帳や給与計算資料)

(3)該当者が事故対応に従事していたことが確認できるもの(個々人の業務日報や事故対応に係るタスク管理表等)

Q 6 : 支払限度額はいくらか?

A 6 : 以下のとおりです。

	サイバーリスク保険	サイバーリスク保険 (情報漏えい限定プラン)
賠償	1 億円	加入タイプにより 3000 万円または 500 万円
費用	1 億円	加入タイプにより 3000 万円または 500 万円

各種費用に関しては、上記上限額の中に個別に限度額が設定されている費目があります。

《賠償対応について》

Q 7 : クラウドサービス提供者に対して直接補償を求めることは可能か?

A 7 : 貴社が顧問先に対して行う補償や貴社が支出した費用について、クラウドサービス提供者が賠償責任を負う場合は、貴社が直接クラウドサービス提供者に対して補償を求めることは可能です。ただし、その場合は保険請求できませんので、いずれか一方をお選びいただく必要があります。なお、弊社が貴社に保険金をお支払いする場合、弊社がクラウドサービス提供者に対して代位求償（貴社の損害賠償請求権を弊社が代位取得して行使する）することがあります。

Q 8 : 顧問先との交渉を保険会社へ依頼できるのか?

A 8 : 弊社が貴社の顧問先と示談交渉を行うことはできません。交渉が難航する場合はお知らせください。

以上